

令和6年度 入所のしおり

— 保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・幼稚園 —



近江八幡市 子ども健康部 幼児課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

☎ 0748-36-5507 (直通)

目次

1. 令和6年度入所募集における変更について	02
(1) 育児休業に関する復職意思の確認について	02
(2) 育児休業期間中における保育施設の利用継続について	02
(3) 「近江八幡市保育所等保育実施基準表」の指数見直しについて	03
(4) 公立幼稚園の預かり保育について	05
2. 共通事項	06
(1) 施設の種類	06
(2) 教育・保育給付認定	06
(3) ホームページの掲載について	08
保育所・認定こども園(長時部)・地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業)	09
1. 入所申込手続きについて	10
(1) 申込方法及び申込受付期間	10
(2) 申込みに必要な書類	12
2. 転園	14
3. 異動(認定こども園)	15
4. その他申込みに関する事項	15
5. 広域入所	16
6. 選考・入所決定	17
7. 保育利用の留意事項(入所後)	18
(1) ステップ保育	18
(2) 延長保育	18
(3) 入所後の教育・保育給付認定について	19
(4) 退所	19
8. 申込みから決定までの流れ	20
9. 保育所等保育実施基準表	22
10. 保育料・給食費	24
11. その他(兄弟姉妹の教育・保育施設の併行利用について)	26
幼稚園・認定こども園(短時部)	27
1. 通園区域について	28
2. 入園申込手続きについて	28
(1) 申込方法及び申込受付期間	28
(2) 申込みに必要な書類	29
(3) 入園までの流れ(一斉募集の場合)	29
3. 預かり保育	30
4. 保育料・給食費	30
5. 保育料以外の無償化	31
教育・保育施設一覧(全34施設)	32

1. 令和6年度入所募集における変更について

(1) 育児休業に関する復職意思の確認について

令和6年4月入所より、入所申込書類（家庭状況報告書）において、育児休業に関する復職意思の確認を行います。「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整において、基準指数より「-20点」の減点を行い、入所の優先順位を下げる取扱いとします。なお、その他の利用調整指数（加点・減点）は対象としません。

※「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択し、保留となった場合は、翌月以降令和7年3月入所選考まで優先順位を下げる取扱いとなります。優先順位を下げる取扱いを変更したい場合は、各月の入所申込み締切日までに変更手続きをしてください。

(2) 育児休業期間中における保育施設の利用継続について

これまで、在籍児童のいる保護者が出産し、育児休業を取得した場合の保育施設の利用継続については、在籍児童の年齢に応じて弟妹の入所申込みを必要としてきました。

育児休業の取得が進んでいる状況を踏まえ、令和6年度より、在籍児童の継続利用のために弟妹の入所申込みを必要とする取扱いを廃止します。

●弟妹の入所申込みについて

令和5年度まで	令和6年度
満6ヶ月で入所できる最も早い月までに入所申込みが必要	・ 育児休業が終了するまで在籍児童の利用継続が可能。 ・ 弟妹の入所申込必要月を指定しない。
満1歳の誕生日月までに入所申込みが必要	

●認定要件について

育児休業期間中の利用継続の取扱い変更にあわせ、在籍児童の認定要件として「育児休業」を新たに設けます。育児休業期間中は、在籍児童の認定要件を「就労」から「育児休業」に変更します。なお、「育児休業」要件の保育必要量は保育短時間認定とします。

	令和5年度まで	令和6年度
産前・産後休業を取得する場合	「就労」要件の継続可	認定変更が必要 「就労」→「妊娠・出産」
育児休業を取得する場合	「就労」要件を継続	認定変更が必要 「妊娠・出産」→「育児休業」
保育必要量	「就労」要件での保育必要量を継続	「育児休業」要件は保育短時間認定

(3)「近江八幡市保育所等保育実施基準表」の指数見直しについて

入所選考における指数間のバランスや保護者の方からのご意見、他市の状況等を総合的に検証し、市民の公正・公平性の確保および保育が必要な方へ充実した保育を提供できるよう次のとおり見直しを行います。

●基準指数

保護者の方の多様な働き方に対応するため、居宅外就労や居宅内就労等の区分を廃止し、以下のとおり審査基準を一部変更します。

類型	保護者の状況	指数
就労	月160時間以上の就労を常態	20
	月120時間以上160時間未満の就労を常態	18
	月80時間以上120時間未満の就労を常態	16
	月60時間以上80時間未満の就労を常態	14

就労における見直しに伴い、就学についても以下のとおり審査基準を一部変更します。

類型	保護者の状況	指数
就学	月160時間以上の就学	17
	月120時間以上の就学	13
	上記以外	10

●利用調整指数

- 変更① 「特別な家庭事情」の指数項目の見直しについて
これまで別項目としていた「両親不存在」と「DV、児童虐待等」については同一項目とし、指数を20点→25点に変更とします。
- 変更② 「ひとり親家庭」の指数項目の見直しについて
状況により「死別」の場合は20点、「離婚・未婚」の場合は2点と点数を分けていましたが、状況によって区別せず、指数を6点に統一します。
- 変更③ 「単身赴任」の指数の見直しについて
指数を1点→2点に変更します。
- 変更④ 「生活保護」の指数項目の追加について（新規）
生活保護世帯で、就労することにより自立支援につながる場合に加点を行います。
指数2点
- 変更⑤ 「地域型保育事業施設の卒園児」の指数の見直しについて
指数を8点→10点に変更します。

変更⑥ 「待機児童」の指数項目の見直しについて

前年度に入所希望が3カ所以上で待機となった場合（前年度1歳児～4歳児のみ対象）の加点を廃止します。

なお、医療的ケア、障がい児加配、アレルギー対応で職員配置ができなかった場合の加点は継続し、指数を3点→2点に変更します。

変更⑦ 「育児休業等」の指数項目の追加について（新規）

育児休業等の取得により、「妊娠・出産」要件での認定期間内に市内の保育施設を退所し、育児休業からの復職時に再度入所申込みする場合に加点を行います。

指数5点

※同時に申し込む兄弟姉妹どちらも加点対象とします。

変更⑧ 「兄弟姉妹」における指数項目の追加について（新規）

これまで、入所希望月において兄弟姉妹が既に保育施設に在籍している場合に3点の加点を行ってきました。令和6年度4月より、この加点に加え、入所希望月において兄弟姉妹が既に在籍する保育施設へ申し込みをする場合、更に加点を行います。

指数 2点

※ただし、第1希望施設の場合にのみ加点します。

変更⑨ 「保護者が保育士、保育・幼稚園教諭」の指数の見直しについて

指数を30点→「最優先」に変更します。

変更⑩ 同一指数になった場合の優先順位の判断項目の見直しについて

1	地域型保育事業施設の卒園児
2	基準指数が高い方
3	利用調整指数の調整項目が多い方
4	就労を既に開始している方
5	1ヶ月あたりの総労働時間が長い方
6	待機期間が長い方

なお、令和5年度（令和6年3月まで）の入所申込みについては、令和5年度の基準表にて入所選考を行います。



3歳からの入園先に幼稚園も検討してみませんか？



公立幼稚園の預かり保育 スタート

公立幼稚園では、保護者の就労支援や子育て支援を行うため、預かり保育を開始します。

●預かり保育の種類

就労支援型、子育て支援型

●実施園

八幡幼稚園、金田幼稚園、北里幼稚園、安土幼稚園

●対象児童

実施園に在籍している児童 *就労支援型として利用する児童が優先となります。

●実施日・実施時間

	実施日	実施時間
通常期	月曜日～金曜日（祝日を除く）	教育時間終了後～16時30分
長期休業期間	夏休み（20日間）・ 冬休み（12月28日まで） の月曜日～金曜日（祝日を除く）	8時30分～16時30分

*長期休業期間の実施日は年度によって変わるため、実施園にお尋ねください。

*おやつは各自持参（長期休業期間はお弁当も持参）

●利用定員

八幡幼稚園、北里幼稚園 20人

金田幼稚園、安土幼稚園 30人

●利用料

通常期：1日450円

長期休業期間：1日1,000円

●利用料の無償化について

保育の必要性が認められる場合は無償化の対象となり、1回あたり450円の給付が受けられます（償還払い）。給付を受けるためには、預かり保育の利用手続きとは別に認定申請が必要です。（無償化については31ページをご覧ください。）

2. 共通事項

(1) 施設の種類の種類

近江八幡市の就学前施設では、「自分らしくいきいきと輝き友達とつながり合える子」を目指して教育・保育を実施しています。施設の形態は内容や対象年齢等により異なり、幼稚園、保育所・認定こども園・地域型保育事業があります。

利用施設	施設の区分	内容	対象年齢
幼稚園	教育施設	幼児期の教育を行う施設	3歳児～5歳児
認定こども園 (短時部)	教育施設	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	3歳児～5歳児
認定こども園 (長時部)	保育施設		0歳児～5歳児
保育所	保育施設	就労などのために家庭で保育できない保護者にかわって保育(養護と教育)を行う施設	0歳児～5歳児
地域型保育事業 (小規模保育事業、 家庭的保育事業)		少人数(19人以下)で0歳児から2歳児の子どもを保育(養護と教育)する事業	0歳児～2歳児

(2) 教育・保育給付認定

●教育・保育給付認定とは

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育の必要性を認定するものです。教育・保育施設を利用するためには、必ず、教育・保育給付認定を受ける必要があります。入所を希望する際に住民票のある市町に申請し、審査基準を満たすと支給認定証が交付されます。

支給認定証は、教育・保育の必要性を認定したもので、施設の入所を決定するものではありません。変更手続き等で確認を行うことがありますので、支給認定証は大切に保管してください。

●教育・保育給付認定区分

保護者の状況(保育を必要とするかどうか)や子どもの年齢に応じて、1号認定、2号認定、3号認定の認定を受けることができます。区分については下表のとおりです。

教育・保育認定区分	子どもの年齢及び希望		利用施設	教育・保育必要量
1号認定 (教育認定)	満3歳 以上	教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(短時部)	教育標準時間認定
2号認定 (保育認定)		保護者の就労等で保育を必要とする場合	保育所 認定こども園(長時部)	保育標準時間認定 保育短時間認定
3号認定 (保育認定)	満3歳 未満	※保育を必要とする 証明書類の提出が必要	保育所 認定こども園(長時部) 地域型保育事業	保育標準時間認定 保育短時間認定

●教育・保育の有効期間

教育・保育給付認定の有効期間は下表のとおりです。

教育・保育給付認定区分	保育が必要な理由	認定の有効期間
1号認定		小学校就学まで
2号認定 3号認定	就労	就労している期間
	妊娠・出産	妊娠初期から出産月を含めず産後3ヵ月まで
	保護者の病気等	事由により保育を必要とする期間
	介護・看護	
	災害復旧	
	求職活動	3ヵ月間（離職した日が属する月は含まない）
	就学	学校等の卒業予定日まで
	DV・虐待	市長が認める期間
	育児休業（在籍児童のみ）	弟妹の育児休業を取得する期間
その他	市長が認める期間	

※有効期間が満了する月末に保育施設は退所となります。ご注意ください。

●保育の必要性の認定基準

保育が必要な理由は、以下の基準に基づき認定を行います。

保育が必要な理由	認定基準
就労	1ヵ月に60時間以上就労することを常態としている場合 （フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働などを含む）
妊娠・出産	妊娠初期から出産月を含めず産後3ヵ月まで
保護者の病気等	疾病、負傷または精神、身体に障がいがある場合
介護・看護	長期にわたり疾病の状態または精神、身体に障がいがある同居の親族を常時介護・看護している場合
災害復旧	火災や風水害、地震などの災害復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（原則週3日以上の外出活動）
就学	学校または職業訓練校に在学している場合（月60時間以上の就学が必要）
DV・虐待	市長が認める場合
育児休業（在籍児童のみ）	弟妹の育児休業を取得している場合
その他	上記に類する状態で市長が必要と認める場合

- ・ 1ヵ月の就労時間が60時間に満たない場合は就労の要件には該当しません。
- ・ 理由が複数ある場合は主な理由で認定を行います。
- ・ 育児休業の要件は、既に保育施設に在籍している児童にのみ適用されます。
- ・ 年に1回以上、保育が必要な理由の確認のため証明書類の提出が必要です。その結果、保育の認定理由の基準に該当しない場合は認定取消（退所）となることがあります。
- ・ 「友だちと遊ばせるため」、「集団生活を身に付けさせるため」、「保育所に慣れてきたので辞めさせるのはかわいそう」、「保護者が趣味等の活動をしたいから」などの理由では保育認定（2号・3号）の理由としては認められません。

●保育必要量（保育施設利用可能時間）

保育認定（2号・3号）を行う場合、保育が必要な時間によって、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

保育標準時間認定 (開所から 11 時間)	月 120 時間以上の就労及び就学 妊娠・出産、災害復旧、DV・虐待 保護者の病気等、介護・看護
保育短時間認定 (8:30~16:30)	月 60 時間以上~120 時間未満の就労及び就学 求職活動、育児休業

- ・就労・就学要件の保育必要量判定には、休憩時間を含みます。
- ・就労先が市外であり通勤距離が片道 10 km以上かつ通勤時間が 30 分以上要する場合は通勤時間を含めた時間で保育必要量を決定します。（就学の場合も同様）
※就労証明書への記載がない場合は考慮しません。就労証明書の「保護者記載欄」に通勤手段及び通勤時間の記入が必要です。
- ・就労・就学要件について、月 120 時間未満の就労・就学時間であっても保護者の勤務形態により常態的に 8:30~16:30 の時間を超えて保育の利用が必要と認められる場合かつ就労・就学時間が月 90 時間以上であれば保育標準時間認定での認定を行います。（証明書に証明された場合のみ）
- ・保育標準時間認定の方が、希望により保育短時間認定に変更することは可能です。

(3) ホームページの掲載について

申込みに必要な書類や募集要項は、近江八幡市ホームページからもダウンロードできます。

近江八幡市ホームページ

「令和 6 年 4 月保育所・幼稚園等入所募集（一斉募集）について」

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/yoji/3/1/22523.html>

ホームページ検索 ID:22523





— 保育施設 —

保育所

認定こども園（長時部）

地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）



重要 保育施設に申し込む際の注意点について

- 保育施設への入所申込みについては、必ず入所希望月の状況で申し込んでください。入所希望月を基準として入所選考を行います。
- 入所決定（内定）後に就労内容に変更があり、「保育所等保育実施基準表」の指数が下がる場合は、再選考の対象となります。その結果、決定取消や退所となることがあります。

【例1】現在の職場は退職予定で、4月から転職先が決定している。

→4月から就労する事業所の就労証明書を提出してください。

【例2】4月から保育施設の利用を希望するが、育児短時間勤務で復職する。

→育児短時間勤務の時間及び期間が記入された就労証明書を提出してください。

育児短時間勤務の内容で利用調整及び入所審査を行います。

* 指数が下がるケースの例

- 1日8時間勤務と証明された就労証明書を提出したが、1日6時間の育児短時間勤務にて就労復帰する。
- 就労要件で入所申込みをしたが、退職し、4月より求職活動を行うこととなった。
- 仕事を転職し、勤務時間が減少する。 等

保育所・認定こども園（長時部）・小規模保育・家庭的保育

1. 入所申込手続きについて

(1) 申込方法及び申込受付期間

●令和6年4月入所希望の場合（一斉募集）

保育施設に申し込む場合

	場所	期間	時間
配布・受付	第1希望の 保育施設	令和5年9月11日（月）から 令和5年9月29日（金）まで ※平日のみ	9:00～16:00

郵送で申し込む場合

	場所	期間	時間
受付	市役所幼児課宛	令和5年9月1日（金）から 令和5年9月29日（金）まで	期間内必着

- ・市役所幼児課窓口では申込書類の配布・受付は行っておりません。
- ・**配布・受付とも土・日曜日及び祝日は行っておりません。**
- ・申込用紙は市ホームページにも掲載しています。▶▶▶ 
- ・提出日・提出時間を過ぎての受付はできません。**期間を過ぎた場合は一斉募集の対象外となりますのでご注意ください。**
- ・保育施設と幼稚園等の重複申込みはできませんのでご注意ください。保育施設の入所が不可の場合で幼稚園等の申込みをする場合は、保育施設の選考結果が出てから各幼稚園等（28～31ページ参照）にお申込みください。

●郵送での申込みについて

申込書類については「1.（2）申込みに必要な書類」を参照いただき必要書類を揃えて提出してください。また、以下の点にご注意いただき申込みをお願いします。

- ①個人情報を含みますので、簡易書留・レターパック等追跡可能な方法で郵送してください。
- ②提出書類チェック表（郵送用）を必ず同封してください。
- ③市が受領したことの確認を希望される場合は、希望者のみ返信用封筒（申請者の宛名を記載し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。なお、電話での確認にはお答えできません。
※受領確認は一斉募集（9月29日締切分）のみとします。
- ④提出は期間内必着です。9月29日を過ぎて届いた場合は、一斉募集の対象外となり、4月2次受付分として取り扱いますのでご注意ください。
- ⑤書類不足の場合は、教育・保育給付認定および選考ができませんので、書類の不備や不足がないか十分に確認してから提出してください。
- ⑥郵送の宛先は右のとおり記載してください。▶

〒523-8501
滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市役所子ども健康部幼児課 宛

●令和6年4月入所希望の場合（一斉募集終了後）

一斉募集期間終了後も4月入所募集の受付を行います。日程については下表のとおりです。

	場所（配布・受付）	期間	時間
2次受付	市役所幼児課 (市役所本庁2階)	令和5年10月2日(月)から 令和5年12月28日(木)まで	8:30~17:15
3次受付	市役所幼児課 (市役所本庁2階)	令和6年1月4日(木)から 令和6年3月5日(火)まで	8:30~17:15

2次・3次受付は、一斉募集の入所選考を行い、募集人数に満たなかった場合や入所辞退により受入枠が生じた場合に選考を行います。受入枠がない場合は入所することはできません。

●令和6年5月以降入所希望の場合（随時募集）

令和6年5月から令和7年3月までの募集期間は下記のとおりです。

希望月	募集期間
令和6年5月入所希望	令和6年3月1日(金)～令和6年4月5日(金)
令和6年6月入所希望	令和6年4月1日(月)～令和6年5月2日(木)
令和6年7月入所希望	令和6年5月1日(水)～令和6年6月5日(水)
令和6年8月入所希望	令和6年6月3日(月)～令和6年7月5日(金)
令和6年9月入所希望	令和6年7月1日(月)～令和6年8月5日(月)
令和6年10月入所希望	令和6年8月1日(木)～令和6年9月5日(木)
令和6年11月入所希望	令和6年9月2日(月)～令和6年10月4日(金)
令和6年12月入所希望	令和6年10月1日(火)～令和6年11月5日(火)
令和7年1月入所希望	令和6年11月1日(金)～令和6年12月5日(木)
令和7年2月入所希望	令和6年12月2日(月)～令和7年1月6日(月)
令和7年3月入所希望	令和7年1月6日(月)～令和7年2月5日(水)

- ・申込書類の配布・提出場所は市役所幼児課です。各施設での配布・受付は行いません。
- ・募集期間を過ぎて申込みされた場合は、翌月入所の選考対象となります。
- ・随時募集も郵送での申込みが可能です。10ページの「郵送での申込みについて」をご確認の上、上記期間内に提出してください（期間内必着）。ただし、受領確認はありません。

●保育所等利用意向届について

令和6年5月以降の入所を希望される方は、一斉募集期間中に「保育所等利用意向届」を提出してください。

	場所	期間	時間
配布・受付	第1希望の 保育施設	令和5年9月11日(月)から 令和5年9月29日(金)まで ※平日のみ	9:00~16:00

- ・「保育所等利用意向届」は意向の確認を行うものであり、提出の有無が入所の可否や優先度を左右するものではありません。別途、入所希望月の募集期間内に入所申込みをする必要があります。（期間中に意向届を提出された場合は、入所希望月の募集期間のお知らせと併せて入所申込書類を送付します。）

(2) 申込みに必要な書類

● 必須書類

- ① 保育所等入所(園)申込書 (兼保育児童台帳)
- ② 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ③ 家庭状況報告書
- ④ 食物アレルギー調査票
- ⑤ 医療管理・発達・健康調査票
- ⑥ 個人番号 (マイナンバー) 関係貼付書

①～⑥をホッチキス止めしたものを一斉募集では各施設にて、随時募集では市役所幼児課にて配布します。

※マイナンバー制度の実施により、教育・保育給付認定申請、教育・保育施設の利用申込みには、世帯全員のマイナンバー (個人番号) の記載、マイナンバーカード (お持ちでない方は個人番号記載書類 + 本人確認書類 (申請保護者のみ)) のコピーの提出が必要です。

⑦ 保育が必要な理由に応じた証明書類 (該当するもの)

保育が必要な理由	提出が必要な書類
就労 (自営業)	自営業申立書 (市指定様式) 確定申告書の第 1 表及び第 2 表の写し (市民税・県民税申告書の写し) ※電子申請をされた方は書類の控えを提出 ※開業して 1 年以内の場合は開業届や営業許可証でも可 ※法人格を有し給与所得である場合は、就労証明書を提出
就労 (自営業以外)	就労証明書 (市指定様式) ※育児休業取得中の方は、育児休業欄に取得期間を記載 ※ <u>育児短時間勤務にて復職される場合は、育児短時間勤務制度利用欄に育児短時間勤務の勤務時間を記載</u> ※ <u>育児短時間勤務制度利用予定の方は必ず記載ください。事実と異なる場合は決定取り消しとなる場合があります。</u>
妊娠・出産	出産予定証明書又は母子手帳の表紙と出産予定日の分かるページの写し
保護者の病気等	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 (市指定様式) ・身体障害者手帳 (1～4 級) の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳 (1～3 級) の写し ・要介護認定書の写し及び介護スケジュール帳
同居家族の介護・看護	同居の家族が病気等であることの証明 (上記と同様の書類) ※ <u>住民票上の住所が同一でないが、実態として同居している場合は「生計同一申立書」の提出が必要です。</u>
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動実施(予定)申立書 (市指定様式)
就学	就学証明書 (市指定様式)
DV・虐待	市長が認める書類
その他	必要に応じて

●留意事項

- ・保育が必要な理由に応じた証明書類は、保護者1人につき1枚必要です。ただし、離婚調停中等であることを証明する資料を添付する場合は、一方の保護者の書類のみ提出してください。
- ・2人以上の申込みの場合、2人目以降の添付書類はコピーで構いません。
- ・「1.(2) 申込みに必要な書類」以外にも、状況確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
- ・一斉募集で申し込む際は、市指定封筒に提出書類を同封し提出してください。(市指定封筒は各施設にて配布しています。)
- ・必要書類が揃った上で受付となります。必要書類が揃っていない場合は、書類不備のため受付とはなりません。(受付後、教育・保育給付認定及び選考を行います。)
※一斉募集の申込受付時、提出書類の確認はありません。書類不備の場合は、選考対象外となりますので、必要書類等をよくご確認の上、提出してください。
- ・保育施設への入所申込みについては、必ず入所希望月の状況で申し込んでください。入所希望月を基準として入所選考を行います。
- ・入所決定(内定)後に就労内容等に変更があり、「保育所等保育実施基準表」の指数が下がる場合は再選考となり、その結果、決定(内定)取消や退所となることがあります。
- ・申込み後、状況が変更となった場合は、必ず変更後の証明書等を速やかに提出してください。
- ・家庭状況又は保育を必要とする理由を証明する書類の記載事項に事実と相違があるときは、入所決定(内定)を取り消す場合がありますのでご注意ください。
- ・証明書類の有効期限は、記載日の翌月から3ヵ月です。3ヵ月より前に記入された書類を提出されても認定及び入所選考は行いませんのでご注意ください。
 (例) 令和6年4月入所希望の場合 提出は9月→6月以降に証明された書類であれば有効

●該当者のみ提出が必要となる書類

個別の事情	提出が必要な書類	備考
65歳未満(昭和34年4月2日以降生まれ)の同居祖父母がいる場合 (世帯分離をしていても、同じ住所地の場合は対象です。)	保育ができないことが分かる証明書類(就労、病気等)	未提出の場合、入所選考で減点します。
既に認可外保育施設等(事業所内保育施設を含む)に預けて就労している場合	在籍証明書(任意様式)	未提出の場合、入所選考で加點しません。
単身赴任する(している)場合	事業所が単身赴任を証明する書類	
特別な家庭事情	証明できる書類	
転園を希望する場合	転園申出書 <u>※転園の条件により必要な書類がありますので14ページを確認してください。</u>	

※その他、書類に関することでご不明な点がございましたら幼児課までお問い合わせください。

2. 転園

令和6年度入所募集における転園の取扱いは以下のとおりです。

●申込対象者

以下の条件に該当する方が対象となります。

	条件	判断基準	申込可能時期
1	兄弟姉妹が別々の園に通園している場合	児童台帳にて確認 ※兄弟姉妹が短時部に在籍する認定こども園への転園も含まれます。 ※転園できない場合でも随時募集で毎月選考します。(令和7年3月選考まで)	一斉募集、4月募集 2次・3次受付、随時募集
2	就労先が変更したことで通勤手段・通勤経路が変わった(変わる)場合	入所後、就労先が変更したことで、 <u>在籍施設所在地の小学校区内を通勤ルートとすることが適切でない</u> と認められるとき ※全ての場合に認められるわけではありませんのでご了承ください。	一斉募集のみ (一斉募集で決定しなかった場合、4月募集3次受付まで選考を行います。)
3	市内転居の場合	入所後、市内転居している場合 転居予定の場合、土地や不動産に関する契約書等の提出が必要です。	
4	兄弟姉妹が小学校入学に伴い学童を新たに利用する予定の場合、既に利用している場合で在籍している保育施設と学童が異なる小学校区である場合	・選考日時点(10/2)に兄弟で保育所に在籍し、次年度に上の子が小学校入学に伴い学童を新たに利用する場合 ・既に兄弟が学童を利用している場合	
5	通園に家から園まで30分以上かつ10Kmを要している場合	住所地と在籍施設の距離及び時間にて判断	

※上記1～5以外で転園を希望される場合は、一旦、在籍する施設へ退所届を提出した後に入所申込みとなります。転園できなかった場合は、在籍施設の継続ができず、入所保留(待機)となりますのでご注意ください。

●申込方法

新規申込と同じく、「1.(2) 申込みに必要な書類」に該当する書類及び『**転園申出書**』の**提出が必要です。**『転園申出書』は、一斉募集は各施設、随時募集は幼児課にて配布します。

●留意事項

- ・提出された入所申込書類と実態で転園条件に合致するかを審査します。条件1～5の理由で申込みをした場合でも判断基準に該当しないと判断した場合は、転園対象外となり退所届の提出をお願いする場合があります。また、退所届の提出を依頼したものの、退所届の提出がない場合は選考を行わないことがあります。
- ・転園先に複数希望者がいる場合は指数による選考となるため、転園できない場合があります。上記1～5の条件で転園希望を出し、転園できない場合は在籍施設で継続となります。
- ・転園決定後の辞退はできません。(転園前の枠に希望する他の児童の入所決定を行うため)

3. 異動（認定こども園）

●認定こども園入園後の短時部から長時部への異動について

- 対象者 認定こども園（短時部）に在籍中で、就労等の保育が必要な理由に該当し、同一施設で長時部を希望する方。
- 申込期間 保育施設の申込受付期間のとおり（10～11 ページを参照）
- 必要書類 ①異動届、②家庭状況報告書、③認定変更申請書、④保育が必要な理由の証明書類
※「①異動届」は、在籍施設の様式を使用してください。
※「④保育が必要な理由の証明書類」について、同一住所地に65歳未満（昭和34年4月2日以降生まれ）の祖父母がいる場合、保育できないことが分かる証明書類の提出が必要です。提出されない場合は、入所選考で減点となります。
※在籍施設での異動とともに他園への入所も希望する場合は、異動届以外に12～13ページ「1.（2）申込みに必要な書類」の提出が必要です。
- 申込先 在籍施設
- 結果通知 入所選考の上、在籍施設の施設長が決定します。

●留意事項

- ・必要書類が揃った上で受付となります（保育施設の入所申込みと同様）。
- ・長時部の定員超過・職員配置の問題等で、異動できない場合がありますのでご了承ください。（その場合、異動保留となり、年度内（3月入所まで）は継続して選考を行います。）
- ・長時部で募集枠（空き枠）を公表している場合は、新規申込者と異動希望者を対象に利用調整を行います。

4. その他申込みに関する事項

●保育施設入所の際に保育者がサポートをする制度（特別支援加配・障がい児加配）の希望について

- 対象者 保育施設においてサポートを希望する方
- 申込方法 申込書類（医療管理・発達・健康調査票）のサポート希望欄において、「希望する」にチェックをつけて提出。
- 結果通知 入所内定後、幼児課にて面談の上「加配対応申請書」を提出。その後、加配検討会議等で決定。

※希望欄にチェックをしても入所選考において不利になることはありません。「近江八幡市保育所等保育実施基準表」に基づき選考を行います。

※希望欄にチェックのない場合、加配はつきません。

※希望欄にチェックをつけている場合でも、必ず加配がつくとは限りません。

※医療的ケアを必要とする児童の受入れは八幡保育所のみとなります。

5. 広域入所

広域入所とは、児童の居住地以外の市区町村の保育施設の入所を希望する場合に、市区町村間で調整等を行うことで希望する保育施設の利用が可能になる制度です。

入所期間は申込年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

(1) 近江八幡市に住民票のある方が、他市区町村の保育施設の利用を希望する場合

●事前に希望の保育施設のある市区町村に、次の内容についてご確認ください。

- ・広域入所の申込みが可能な条件
- ・希望する保育施設のある市区町村の申込締切日
- ・希望する保育施設の空き状況
- ・必要な提出書類や手続きに関する注意事項 等

●申込先及び申請書類

近江八幡市幼児課

「1. (2) 申込みに必要な書類」に該当する書類（近江八幡市所定の様式で申請）

●申込締切日

希望の保育施設のある市区町村の申込締切日の10日前まで

●その他

- ・現在、近江八幡市内の保育施設をご利用の方で、希望の保育施設への広域入所が決定した場合、現在ご利用の保育施設は退所となります。
- ・市内入所申込みと広域入所申込みの併願は可能です。

(2) 近江八幡市に住民票のない方が、近江八幡市の保育施設の利用を希望する場合

●申込みが可能な条件

- ①里帰り出産
- ②保護者いずれかの勤務先が近江八幡市の場合
- ③近江八幡市から他市区町村に転出される方で、今まで通っていた近江八幡市内の保育施設を継続して利用する場合

●申込先及び申請書類

お住まい（予定）の市区町村 お住まい（予定）の市区町村が指定する様式

●申込締切日

近江八幡市の入所募集期間に近江八幡市幼児課へ入所申込書類が届くように、お住まい(予定)の市区町村の保育施設入所担当課に余裕を持ってお申込みください。

お住まい（予定）の市区町村での事務処理、郵送期間もあるため、提出期限についてはお住まい（予定）の市区町村にご確認ください。

●その他

「①里帰り出産」又は「②保護者いずれかの勤務先が近江八幡市の場合」の申込みは、近江八幡市民の入所選考後、希望された保育施設の募集枠が空いていた場合のみ、選考を行います。

6. 選考・入所決定

(1) 選考について

各施設の募集人数を上回る申込みがあり、申込児童全員が希望する保育施設を利用できないことがあります。その場合は、申込児童ごとに保育の必要性について優先度を判定し、優先度の高い児童から利用できるように選考します。

- ・締切日までに提出された書類で入所選考を行います。
- ・入所選考は、「近江八幡市保育所等保育実施基準表」(22～23 ページ)により、保育の必要性の高い順に入所を決定します。(申込順ではありません。)
- ・認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業については、市から利用調整結果(「近江八幡市保育所等保育実施基準表」の指数集計結果)を受け、各施設が入所決定を行います。

(2) 選考結果

選考結果は以下のとおり通知します。

	選考結果のお知らせ時期	方法
一斉募集	12月中旬(予定)	郵送通知
4月入所2次受付	2月初旬(予定)	郵送通知
4月入所3次受付 随時募集	入所希望月の前月下旬 (入所決定者には前月20日までに電話連絡)	郵送通知 ※入所決定者には電話連絡

(3) 留意事項

- ・入所希望者が募集人数を超える場合や年度途中での入所申込みは、入所できないことや希望された保育施設に入所できないことがありますのでご了承ください。
- ・申込内容に虚偽があると判明した場合は、入所を決定することはできません。入所決定後に虚偽内容が判明した場合は、ただちに入所決定を取り消します。
- ・入所決定後に、入所決定月の変更、先延ばしはできません。
- ・入所決定月の翌月末までの就労開始又は復職が必要です。
- ・転入予定で申込みの場合、入所月前月末までに転入されなければ入所決定を取り消します。
- ・希望月に入所できない場合は、翌月以降も引き続き毎月継続選考するため、毎月申込みをしていただく必要はありません(令和7年3月入所の選考まで有効)。申込取下げを希望する場合や家庭状況や就労等の変更があった場合は、速やかに幼児課にご連絡ください。

※入所(内定)辞退の場合は以下にご留意願います。

- ①入所(内定)辞退した場合は、待機児童から外れるため、選考基準指数において-10点が適用されることから、年度内の入所は非常に厳しくなります。
- ②選考基準指数の-10点は辞退した年度に限られ、翌年度の入所申込みには反映しません。
- ③入所(内定)辞退は、待機児童から外れるため待機証明書は発行されません。

7. 保育利用の留意事項（入所後）

（1）ステップ保育

ステップ保育は子どもが保育施設になれていくために、早めのお迎えをお願いするものです。ステップ保育の期間については、直接、各施設にお問合せください。

入所申込みにあっては、ステップ保育も踏まえ、就業前の最大1ヵ月間を申込期間に含めることができます。例えば、5月末までに就業開始（育児休業からの復職を含む）する場合は、4月入所が可能です。ただし、ステップ保育期間中も保育料はかかります。

（2）延長保育

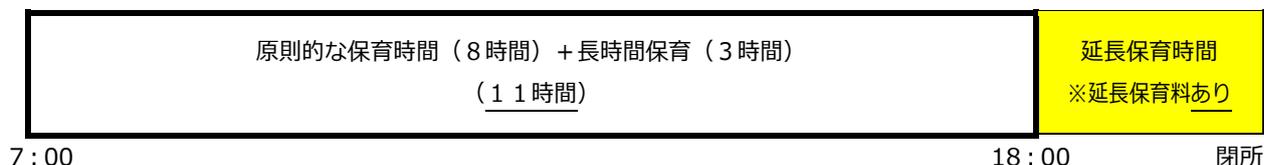
延長保育とは通常の保育時間を超えて、保育を希望される場合に利用いただく制度です。原則として保護者が保育できない時間に限り保育します。保育標準時間認定は開所から11時間、保育短時間認定は8:30～16:30が保育時間となります。それを越えて利用する場合は延長保育となり、延長保育料が発生します。

延長保育料の金額は施設によって異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。延長保育の利用については、別途、各施設での申請手続きが必要となります。

※施設の開所時間及び閉所時間を超えてのお預かりはできませんのでご注意ください。

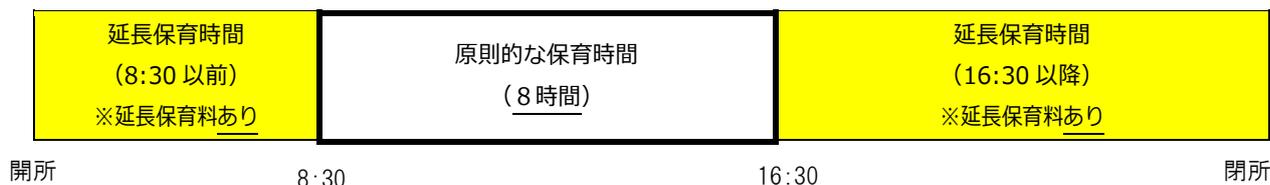
◆保育標準時間認定の場合

【7時00分から開所】



◆保育短時間認定の場合（保育時間8時間まで）

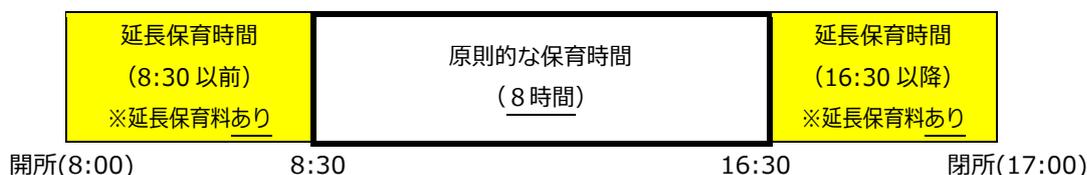
→ 8:30～16:30 は原則的な保育時間、開所～8:30 および 16:30～閉所は延長保育



◆馬淵こども園の場合（保育標準時間認定）

馬淵こども園は、保育標準時間認定の場合も延長保育時間は以下の通りとなりますので、ご注意ください。

開所（8:00）～8:30 および 16:30～閉所（17:00）に利用した際は延長保育料を徴収



(3) 入所後の教育・保育給付認定について

保育が必要な理由や家庭状況等に変更があった場合は、必ず認定の変更手続きが必要です。

●変更手続きが必要なケース

- ・保育を必要とする理由が変わった場合（就労を始める又は退職する、出産のため産前・産後休業を取得する等）
- ・就労時間が減少し、保育標準時間認定から保育短時間認定へ変更が必要な場合
- ・市内転居する場合、世帯構成が変わる場合 等

●必要書類

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書
- ・変更内容を証明する書類（就労証明書等）

●提出期限

毎月 18 日までに提出があった方を対象に、翌月 1 日から変更します。18 日以降に提出された場合は、翌々月からの変更となりますのでご了承ください。

(4) 退所

以下の場合に退所となります。

①市外に転出した場合（転出月の月末で退所となります。ただし、1日に転出する場合は、前月末で退所となりますのでご注意ください。）

（例）9月1日に転出→8月末退所

9月9日に転出→9月末退所

②保育を必要とする要件がなくなった場合（認定の有効期間が終了する月末で退所）

③土日祝を含む 90 日間（3ヶ月間）連続で保育施設を欠席した場合（連続して 90 日間欠席に達した月末で退所）

④入所決定月に入所しない場合（決定取消扱いとなります。）

※退所届は、退所する 1 カ月前に在籍施設へ提出してください。

8. 申込みから決定までの流れ

(1) 4月入所希望の場合

一斉募集での入所申込

1 2月中旬頃 教育・保育給付認定決定通知書の送付
 保育の必要性を認定した文書です。
 保育所等入所決定のお知らせ文書ではありません。

入所選考

入所決定の場合

1 2月中旬ごろ予定
 施設利用内定通知書の送付

2月上旬ごろ

利用契約決定通知書の送付

2月上旬～3月中旬ごろ予定

入所説明会

4月から

保育施設利用開始

ステップ保育は 18 ページをご覧ください

施設利用内定通知書、入所承諾書は、入所決定施設により送付者が異なります。

- ・保育所－市幼児課
- ・認定こども園・地域型保育事業－入所決定施設

2次募集での入所申込

入所保留（待機）の場合

1 2月中旬ごろ予定
 施設利用保留通知書の送付

二次申込での入所選考

2月上旬ごろ

入所決定の場合
 利用契約決定通知書の送付

三次申込での入所選考

3月下旬ごろ

入所決定の場合
 利用契約決定通知書の送付

二次申込での入所選考

2月上旬ごろ

入所決定の場合
 利用契約決定通知書の送付

入所保留（待機）の場合

施設利用保留通知書の送付

三次申込での入所選考

3月下旬ごろ

入所決定の場合
 利用契約決定通知書の送付

3次募集での入所申込

三次申込での入所選考

3月下旬ごろ

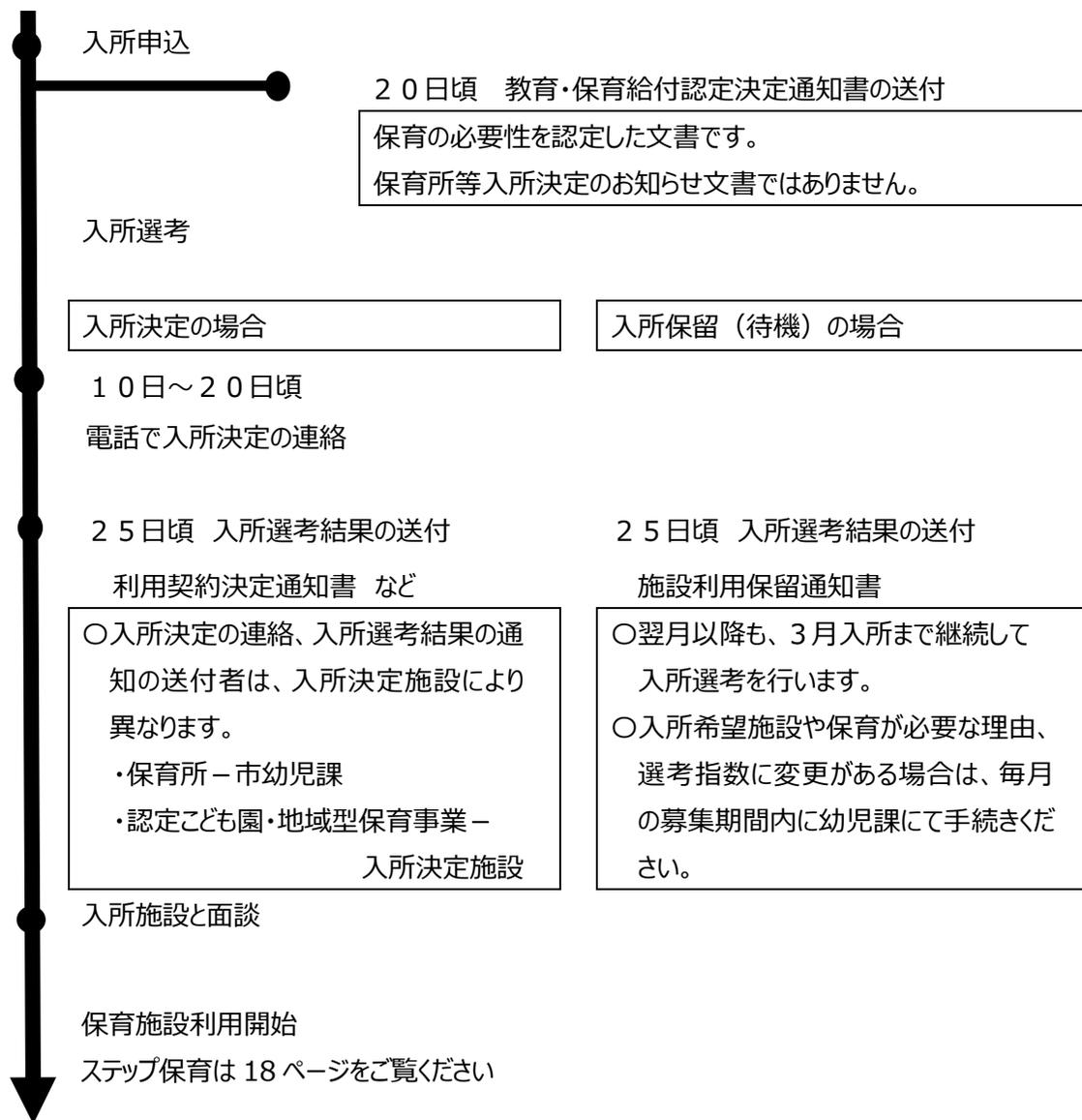
入所決定の場合
 利用契約決定通知書の送付

入所保留（待機）の場合

施設利用保留通知書の送付

三次募集でも入所保留の場合は、翌月以降も、3月入所まで継続して入所選考を行います。入所希望施設や保育が必要な理由、選考指数に変更がある場合は、毎月の募集期間内に幼児課にて手続きください。

(2) 随時募集 (令和6年5月～令和7年3月入所希望)



9. 保育所等保育実施基準表（令和6年度）

近江八幡市保育所等保育実施基準表（令和6年度）

1. 基準運用

1	保護者の指数をそれぞれ算出した上で低いほうの指数を採用します。ただし、ひとり親世帯（離婚調停中等も含む）の場合は、父・母どちらかの指数を採用します。
2	保育が必要な理由（類型）が2つ以上ある場合は、主たる要件を基準指数とします。
3	申込み後に状況が変わった場合は、原則として入所選考基準日を基準とし、指数を判定します。

2. 入所選考基準日

一斉募集…9月29日 随時募集…毎月5日

3. 入所選考期間

一斉募集…9～12月 随時募集…毎月6日～20日

4. 入所選考の対象外

1	基準指数がない方（教育・保育給付認定をされていない方 ※ただし、出産予定、未転入者による場合は除く）
2	指数決定に必要な提出書類が不備又は未提出の場合

5. 選考基準

①基準指数

保育が必要な理由の番号	類型	状態	保護者の状況	確認方法	提出書類	指数
1	就労	就労（就労予定を含む） ※注1	月160時間以上の就労を常態	就労証明書及び 就労先への確認	就労証明書 （市指定様式） 又は 自営業就労申立書 （市指定様式） 又は 業務委託証明書	20
			月120時間以上160時間未満の就労を常態			18
			月80時間以上120時間未満の就労を常態			16
			月60時間以上80時間未満の就労を常態			14
2	妊娠・出産		妊娠から産前3ヶ月（産月を含まない）	母子健康手帳	母子健康手帳写し	10
			産前3ヶ月（産月を含む）から産後3ヶ月			12
3	疾病・心身障がい等	疾病	入院	医師の診断書	診断書 （市指定様式）	20
			自宅療養で常時臥床（寝たきり）			20
			通院加療で常に安静を要する状態			16
			上記以外で定期的な通院を要し保育に支障がある			12
	心身障がい等		身障手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	身障手帳等	該当する手帳写し	20
			身障手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級			16
身障手帳4級			12			
4	同居親族の介護・看護	付添介護 自宅療養	入院・通院・通所等で週3日以上介護・看護	通院が分かるもの 介護対象の状態が分かるもの	医師の診断書または 要介護認定書、障害者手帳の写し等	20
			居宅内で寝たきり高齢者・重度心身障がい者（児）等の常時介護・看護			20
			上記以外			14
5	災害		災害による家屋の損傷、災害復旧により保育ができない場合	-	り災証明書	20
6	求職中		週3日以上外出による求職活動をしていることが証明される場合	求職活動実施（予定）申立書	求職活動実施（予定）申立書 （市指定様式）	10
7	就学		月160時間以上の就学	就学証明及び 就学先への確認	就学証明書 （市指定様式）	17
			月120時間以上の就学			13
			上記以外			10
8	その他		保育が必要な理由の番号1～7以外で明らかに保育が必要と認められる場合は、該当案件ごとに基準指数を決定します。	-	必要に応じて提出	

※注1…育児休業を取得し、復職する場合を含みます。この場合、入所月またはその翌月中に復職する必要があります。

★就労・就学時には休憩時間を含みます。通勤・通学時間は含みません。

②利用調整指数（基準指数への加減点） ※保育の必要性がなく、基準指数がない場合を除く。

調整対象	状況	確認方法	提出書類	指数
1 特別な家庭事情	両親不存在（里親を含む）		証明できる書類	25
	DV、児童虐待等	証明できるもの	証明できる書類	
2 ひとり親家庭	ひとり親家庭（離婚調停中等は除く）	住民基本台帳	入所申込書	6
3 単身赴任	父又は母が1年以上の単身赴任（県外・国外）をしている場合又は今後1年以上の単身赴任が決まっている場合	単身赴任が証明できる書類	事業所から単身赴任が証明できる書類	2
4 生活保護	生活保護世帯で、就労することにより自立支援につながる場合 ※「①基準指数」の類型で「求職中」に該当する場合のみ加減点	入所申込書	入所申込書	2
5 認可外施設在籍	既に認可外保育所や事業所内保育所に預けて就労している場合	在籍証明書	在籍証明書	3
6 地域型保育事業施設の卒園児	市内の地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）を卒園（予定）し、3歳児クラス以降の入所を希望する場合 ※半年以上の在籍があること（市内在住の広域利用者も対象）	在園記録	-	10
7 待機児童	前年度に医療的ケア、障がい児加配、アレルギー対応で職員配置ができず、待機児童となった場合	前年度待機状況確認及び待機証明書発行記録	-	2
8 育児休業等	育児休業等の取得により、「妊娠・出産」要件での認定期間内に市内の保育施設を退所し、育児休業からの復職時に再度入所申込みをする場合 ※同時に申し込む兄弟姉妹どちらも加減点対象とする。 ※この加減点項目に該当する場合、9の③の加減点は対象外とする。	児童台帳	-	5
9 兄弟姉妹	①入所希望月において兄弟姉妹が既に保育施設に在籍している場合（市内在住の広域利用者も対象） ※②③④の該当者は追加加減点	児童台帳	-	3
	②入所希望月において兄弟姉妹が既に在籍する保育施設へ申込みをする場合 ※第1希望施設の場合にのみ加減点	児童台帳	入所申込書	2
	③兄弟姉妹で同時申込の場合 ※④の該当者は追加加減点	入所申込書	入所申込書	2
	④多子世帯（3人以上 年齢不問）			1
10 親族等	保育可能な65歳未満（昭和34年4月2日以降生まれ）の同居祖父母がいる場合 ※同じ住所地の場合は同居とみなします。	入所申込書	入所申込書のみで証明書がない場合	-10
11 広域入所	市外在住者が広域入所を希望する場合	入所申込書（広域）	入所申込書（広域）	-10
12 保育料・給食費滞納	卒園児、在園児の保護者が過去1ヵ月以上の保育料・給食費の滞納をしている場合	滞納情報	-	-15
13 内定辞退	同一年度内の入所内定で、内定辞退をした場合（待機児童から外れるため待機証明書は発行しません）	-	-	-10
14 保護者が保育士、保育・幼稚園教諭 ※注2	保育士又は保育・幼稚園教諭として市内の認可教育・保育施設に就労する場合 ※フルタイム又は1日6時間以上15日以上で1年以上勤務する場合のみ	就労証明書又は内定書	就労証明書又は内定書	最優先

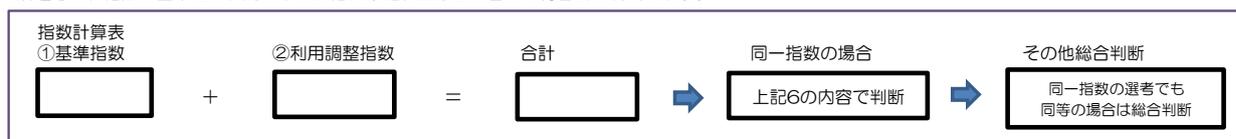
※注2・・・待機児童解消対策の一環として、保育士確保のために行います。なお、認可外保育施設に就労する場合は除きます。

6. 同一指数になった場合は、次の項目順に優先順位を判断していきます。

1	地域型保育事業施設の卒園児
2	基準指数が高い方
3	利用調整指数の調整項目が多い方
4	就労を既に開始している方
5	1ヶ月あたりの総労働時間が長い方
6	待機期間が長い方

7. その他

入所選者は、指数を基本とし、児童やその他の家庭状況などを含めて総合的に判断します。



10. 保育料・給食費

●保育料の無償化について

保育料無償化の対象者

- ・ 保育施設に通う3～5歳児

※3歳児～5歳児の給食費は実費徴収となるため負担していただきます。

- ・ 保育施設に通う生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の0～2歳児

(1) 保育料

●保育料の階層区分

4月～8月は「令和5年度市町村民税所得割額」を基に、9月～翌3月は「令和6年度市町村民税所得割額」を基に算定します。その他、年度途中で保育料が変更となる場合があります。

令和6年度		令和7年度
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	翌年4月分～8月分
令和5年度の市民税所得割額 (税額通知は令和5年6月頃)	令和6年度の市民税所得割額 (税額通知は令和6年6月頃)	

※税の修正申告や教育・保育給付認定の変更により、保育料が変更となる場合は変更が分かった月の翌月から適用します。

※保育料は、月の初日に在籍している限り登園日数にかかわらず、その月分は徴収します。日割り計算はありません。

(単位：円)

階層及び区分		金額		
		0歳児～2歳児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護受給世帯	0	0	無償
B	市民税非課税世帯	0	0	
C1	市民税所得割非課税世帯	13,200	13,000	
C2	市民税所得割額48,600円未満	14,000	13,800	
D1	市民税所得割額72,800円未満	19,800	19,500	
D2	市民税所得割額97,000円未満	23,000	22,600	
D3	市民税所得割額133,000円未満	30,800	30,300	
D4	市民税所得割額169,000円未満	35,600	35,000	
D5	市民税所得割額213,000円未満	44,000	43,300	
D6	市民税所得割額257,000円未満	48,800	48,000	
D7	市民税所得割額301,000円未満	52,000	51,100	
D8	市民税所得割額397,000円未満	64,000	62,900	
D9	市民税所得割額397,000円以上	78,000	76,700	

※市民税の額は、配当控除・住宅借入金（取得）等特別控除・政党等寄付金特別控除・住宅耐震改修特別控除電子証明書等特別控除・寄付金控除・外国税額控除（いずれも税額控除）の控除前の金額を適用します。

※同一世帯から同時に2人以上入所している場合の保育料は、最も年齢の大きい児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。なお、算定対象には入所している3歳以上児も含まれます。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
第3子 無料 		第2子 半額 			第1子 全額 

●保育料の決定・算定方法

保育料は、児童と生計を共にしている扶養義務者の市町村民税所得割額により決定します。

- ・父母の年間収入金額の合計が103万円未満の場合で、父母以外で児童を税の扶養としている親族がある場合や同居祖父母等がいる場合は、最多所得者で算定します。また、ひとり親世帯等であっても、課税状況によって保育料の負担があります。
- ・父母が離婚前提の別居をしているが離婚が成立していない場合は父母の合計した市町村民税額にて保育料の算定を行います。ただし、離婚調停中であることを証明する書類がある場合一方の保護者のみで保育料を算定する場合がありますので幼児課へご相談ください。
- ・令和5年1月1日時点および令和6年1月1日時点で近江八幡市に住民票のない方で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報ネットワークシステムで確認出来ない場合は課税資料の提出をお願いする場合があります。
- ・所得の変動や生活の変動等に伴う保育料の減免制度、また特定の階層による国・県の保育料減免制度があります。詳細については、幼児課へお問い合わせください。

●その他

- ・保育料の納付義務は、児童の保護者等の扶養義務者にあります。
- ・保育所及び公立認定こども園利用の場合は、保育料を近江八幡市に納付していただきます。私立認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）を利用される場合は、利用される施設等に直接納付していただきます。（納付方法等は施設等にお尋ねください。）

※保育料の納付が滞った場合

保育料を滞納した場合は、滞納処分（差押など）の対象となりますのでご注意ください。また**現在、保育料の未納がある方は、至急納付についてご相談ください。**

（2）給食費 ※3～5歳児（0～2歳児は保育料に含まれています。）

- ・給食費は、ごはんやパンなどの主食費と、おかずなどの副食費に分けられます。
- ・主食費・副食費の金額及び徴収方法は、各施設によって異なるため、各施設に直接お問い合わせください。
- ・副食費については、市町村民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯及びひとり親世帯等で市町村民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯、また所得割の額にかかわらず第3子以降は免除されます。（主食費は全員徴収対象です。）

※兄弟は就学前児童の人数に応じて算定します。

1 1. その他（兄弟姉妹の教育・保育施設の併行利用について）

利用可能な施設の選択肢が増えるよう、兄弟姉妹で教育施設と保育施設の併行利用を可能としています。

例：兄（4歳児）と妹（2歳児）の場合

兄と妹が共に保育施設	○
兄が保育施設、妹が認可外保育施設	○
兄が教育施設、妹が保育施設※	○
兄が保育施設、妹が祖父母による家庭保育	○

教育・保育施設の詳細については、6ページをご覧ください。

※兄弟姉妹ともに3歳児以上であれば、兄姉が保育施設、弟妹が教育施設も可能です。

●保育が必要と認められない場合の例

1. 父母の就労を理由に保育を必要とする場合で、就労時間が月60時間未満である場合
2. 父母の就労を理由に保育を必要とする場合で、兄弟姉妹の一方が保育施設に通園、一方はどの施設にも通園させず、父母が就労復帰せず家庭で子どもを保育する場合
3. 父母の疾病を理由に保育を必要とする場合で、保育が困難であるとの診断書が出ているが、兄弟姉妹の保育の申込みをしない場合

●留意事項

- ・ 保育施設を利用する場合は、保育が必要な理由が必要となります。（7ページ参照）保育の認定基準を満たさない場合は、保育施設はご利用いただけません。
- ・ 保育施設を利用する子どもは、入所後、保育が必要な理由の確認の調査を行います。調査の結果、保育の必要性がないと判断した場合は、判明した日が属する月末で保育施設は退所となる可能性があります。
- ・ 入所申込書において、父母の保育要件と子どもの状況に矛盾がないかを確認します。あわせて個別に状況の確認を行う場合があります。



— 教育施設 —

幼稚園

認定こども園（短時部）



幼稚園・認定こども園（短時部）

1. 通園区域について

●通園区域

公立幼稚園、公立認定こども園(短時部)に通う場合、原則お住まいの小学校区の幼稚園に入園となります。

- ・お住まいの小学校区に公立の幼稚園がない方は以下の園に通うことができます。

島小学校区の方→八幡幼稚園

岡山小学校区の方→八幡幼稚園又は北里幼稚園

桐原小学校区の方→北里幼稚園又は馬淵こども園

桐原東小学校区の方→八幡幼稚園又は馬淵こども園

- ・私立認定こども園(短時部)には市内全域から通うことができます。

●通園区域の弾力化制度

公立認定こども園(短時部)では、通園区域以外の施設へ通園することができる通園区域の弾力化制度を実施しています。なお、弾力化により通うことのできる施設は以下のとおりです。

弾力化実施園	弾力化の条件
馬淵こども園	桐原・桐原東小学校区以外は一時預かりを利用すること
武佐こども園	なし
老蘇こども園	

- ・上記以外の施設を弾力化により利用することはできません。
- ・弾力化制度を希望する場合、入園申込みと併せて、弾力化の使用申請が必要となります。（弾力化制度の申請は各施設又は幼児課で受付します。）

2. 入園申込手続きについて

(1) 申込方法及び申込受付期間

●令和6年4月入園希望の場合（一斉募集）

	場所	期間	時間
配布・受付	通園区域の施設 又は 希望施設	令和5年9月11日（月）から 令和5年9月29日（金）まで ※平日のみ	14:00～16:00

- ・幼稚園・公立認定こども園(短時部)と私立認定こども園(短時部)の重複申込みはできません。
- ・私立認定こども園では申込時間等が異なる場合があります。直接、施設にお問合せください。

●一斉募集終了後の令和6年4月入園希望の受付について

一斉募集終了後も、各施設で書類配布・受付を随時行います。入園募集の詳細に関しては、直接施設にお問合せください。

※私立認定こども園では定員を超過した場合、随時による受付を実施しない場合があります。

●令和6年5月以降の入園希望の場合

各施設で書類配布・受付を随時行います。入園募集の詳細に関しては、直接、施設にお問い合わせください。

※私立認定こども園では定員を超過している場合、随時による受付を実施しない場合があります。

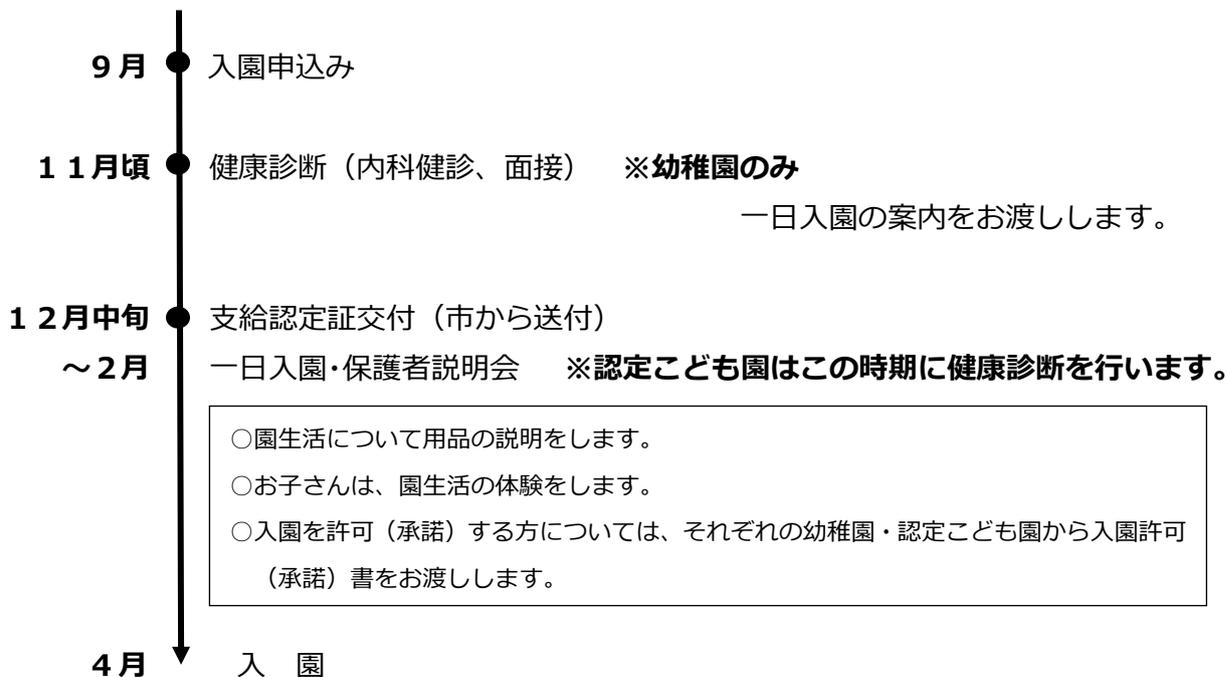
(2) 申込みに必要な書類

- ①入園願書
- ②食物アレルギー調査票
- ③医療管理・発達・健康調査票
- ④施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ⑤個人番号（マイナンバー）関係貼付書

※市指定封筒に入れ、各幼稚園等に提出してください。

※①～③の書類は施設ごとに異なりますので、ご注意ください。

(3) 入園までの流れ（一斉募集の場合）



超過した場合の調整について（公立園の場合）

定員や受入人数を超過した場合は下記のとおり抽選を行います。

<方 法> **公開抽選** 入園時に兄弟が同じ施設に在籍する場合は、優先されます。

<日 時> 抽選対象者に、別途ご連絡いたします。

<抽選場所> 幼稚園・認定こども園

※連絡がない場合は、抽選はありません。

※私立認定こども園（短時部）で定員を超過した場合は、抽選を実施する場合があります。抽選方法や抽選場所、優先事項等の詳細は直接施設にお問い合わせください。

3. 預かり保育

●公立認定こども園

対象 馬淵こども園（短時部）、武佐こども園（短時部）、老蘇こども園（短時部）

- ・実施時期や回数については各施設にお問合せください。
- ・申請は各施設で行ってください。
- ・緊急性があり当施設の園長が必要と認めた場合のみお預かりします。
- ・申請者が集中し、全員の受入が困難な場合は居住学区の園児を優先します。
- ・料金は1回 450 円、おやつ代1回 30 円です。その他利用に関することは各施設までお問い合わせください。

●公立幼稚園

対象 八幡幼稚園、金田幼稚園、北里幼稚園、安土幼稚園

- ・就労支援型及び子育て支援型の預かり保育を開始します（利用については、就労支援型として利用する児童が優先となります）。
- ・実施時期や回数については各施設にお問合せください。
- ・申請は各施設で行ってください。
- ・料金は1回 450 円（長期休業中は1回 1,000 円）、おやつは各自持参です。その他利用に関することは各施設までお問い合わせください。

●私立認定こども園

私立認定こども園（短時部）にも、預かり保育を実施している施設があります。実施の有無については、市ホームページ掲載（幼児課窓口にも設置）の「令和6年度近江八幡市教育・保育施設のご案内」をご覧ください。

4. 保育料・給食費

●保育料

- ・保育料は無償です。
- ・給食費や新学期用品や材料費などの諸費用が発生します。諸費用の金額については、各施設にお問い合わせください。

●給食費

- ・給食費は、ごはんやパンなどの主食費と、おかずなどの副食費に分けられます。
- ・主食費及び副食費の金額及び徴収方法は、各施設によって異なるため、各施設に直接お問い合わせください。
- ・副食費については、市町村民税所得割額の合計が 77,101 円未満の世帯、また所得割の額にかかわらず第3子以降は免除されます。（主食費は全員徴収対象です。）

※兄弟は小学校3年生までの人数に応じて算定します。

5. 保育料以外の無償化

幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設、ファミリーサポートセンター、一時預かり事業の利用料も無償化の対象となります。

対象の施設・事業	対象児童	無償化の内容（上限額）
幼稚園及び 認定こども園(短時部) の預かり保育	保育の必要性が認定された 在籍児童	月 11,300 円までが無償化の対象 (預かり保育は 450 円×利用日数 が上限)
認可外保育施設 ファミリーサポートセンター 一時預かり事業	保育の必要性が認定され、 保育施設を利用していない 3～5 歳児	月 37,000 円までが無償化の対象
	保育の必要性が認定され、 保育施設を利用していない 0～2 歳児 ※市民税非課税世帯	月 42,000 円までが無償化の対象

●留意事項

- ・利用料の無償化には上限額があります。上限額を越えた金額は保護者負担です。幼稚園及び認定こども園(短時部)の預かり保育の場合、1日あたり450円が上限です。
- ・幼稚園及び認定こども園(短時部)のうち、年間開所日数が200日以上かつ預かり保育を含む平日の保育時間が8時間以上の園に在籍している場合は、預かり保育以外は無償化の対象外となります。
- ・その他手続きについては、ホームページをご覧ください。か幼児課までお問い合わせください。
市ホームページ「幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ」▶



教育・保育施設一覧（全 34 施設）

令和 5 年 9 月 1 日現在

保育所名 (12施設)		所在地	電話番号	利用定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
①	八王子保育園	北之庄町1096-2	0748-32-4641	100	満4ヶ月～	7:00～19:00 (土) 8:00～17:00	社会福祉法人 小羊会
②	北里保育園	江頭町2087	0748-36-7007	140	満6ヶ月～	7:15～19:15 (土) 7:30～17:30	社会福祉法人 至徳会
③	紫雲保育園	野村町828	0748-36-8540	80	満11ヶ月～	7:15～19:15 (土) 8:00～17:00	社会福祉法人 紫雲会
④	ひむれ乳児保育所	出町461-2	0748-32-2036	110	満3ヵ月～	7:15～19:15 (土) 7:15～17:00	社会福祉法人 鶴翼会
⑤	あおば乳児保育所	東横関町724	0748-37-4646	100	満3ヵ月～	7:15～19:15 (土) 7:15～17:00	社会福祉法人 近江はちまん社会福祉 事業協会
⑥	メリー保育園	大中町467-1	0748-31-2655	60	満4ヶ月～	7:00～19:00 (土) 8:00～17:00	社会福祉法人 小羊会
⑦	ありす保育園	西本郷町172	0748-37-5380	130	満3ヵ月～	7:00～20:00 (土) 7:00～17:00	社会福祉法人 近江はちまん社会福祉 事業協会
⑧	金田東保育園	西庄町1441	0748-33-8774	90	満6ヶ月～	7:00～19:30 (土) 7:00～18:00	学校法人 ヴォーリス学園
	金田東保育園分園	浅小井町699	0748-36-3302	20			
⑨	安土ののほな保育園	安土町小中190	0748-46-2319	170	満6ヶ月～	7:00～19:30 (土) 7:00～18:00	学校法人 ヴォーリス学園
⑩	さくらっこ保育園	出町742	0748-32-7778	70	満2ヵ月～	7:00～20:00 (土) 7:00～19:00	社会福祉法人 さくら会
⑪	八幡保育所	八幡町220-2	0748-32-4806	110	満6ヶ月～	7:30～19:00 (土) 7:30～18:00	近江八幡市
⑫	桐原保育所	大森町51-1	0748-33-4457	140	満6ヶ月～	7:30～19:00 (土) 7:30～18:00	近江八幡市

認定こども園名 (8施設)		所在地	電話番号	利用定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
⑬	近江兄弟社ひかり園	多賀町557	0748-32-0301 0748-32-5690	短時部		8:30～14:30	学校法人 ヴォーリス学園
				75	3歳児～		
				長時部		7:00～19:30 (土) 7:00～18:00	
				110	満6ヶ月～		
⑭	白鷺こども園	島町1660-1	0748-33-7001	短時部		9:00～14:30	社会福祉法人 小羊会
				15	3歳児～		
				長時部		7:00～19:00 (土) 8:00～17:00	
				50	満4ヶ月～		
⑮	きりはら遊こども園	森尻町407	0748-36-3933	短時部		8:30～14:00	社会福祉法人 塔南学園
				70	3歳児～		
				長時部		7:00～19:00 (土) 7:00～19:00	
				90	満2ヶ月～		
⑯	岡山紫雲こども みらい園	大房町944-1	0748-29-3505	短時部		8:30～14:30	社会福祉法人 紫雲会
				75	3歳児～		
				長時部		7:15～19:15 (土) 8:00～17:00	
				90	満6ヶ月～		
⑰	京進のこどもえん HOPPA近江八幡	土田町1424	0748-29-3091	短時部		9:00～14:00	社会福祉法人 こころざし
				130	3歳児～		
				長時部		7:00～19:00 (土) 7:00～18:00	
				90	満6ヶ月～		
⑱	武佐こども園	西生来町1193	0748-37-6662	短時部		8:30～14:00	近江八幡市
				60	3歳児～		
				長時部		7:30～19:00 (土) 7:30～18:00	
				100	満6ヶ月～		
⑲	老蘇こども園	安土町東老蘇 1300	0748-46-2644	短時部		8:30～14:00	近江八幡市
				45	3歳児～		
				長時部		7:30～19:00 (土) 7:30～18:00	
				93	満6ヶ月～		
⑳	馬淵こども園	馬淵町1533	0748-37-2332	短時部		8:30～14:00	近江八幡市
				45	3歳児～		
				長時部		8:00～17:00 (土) 8:00～17:00	
				45	3歳児～		

小規模保育事業名 (7施設)		所在地	電話番号	利用 定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
㉑	あいアイランド	鷹飼町南 4丁目1-2	0748-37-5376	19	1歳児～ 2歳児	7:30～19:00 (土)8:00～17:00	NPO法人保育所 あいアイランド
㉒	近江八幡 サンフレンズ保育園	鷹飼町701	0748-38-8330	19	満2ヶ月～ 2歳児	7:00～19:00 (土)7:00～19:00	サヨホーム コミュニティ株式会社
㉓	ニチイキッズ 近江八幡保育園	鷹飼町1535 東洋マンション1F	0748-31-0067	17	満6ヶ月～ 2歳児	7:30～19:30 (土)7:30～19:30	株式会社 ニチイ学館
㉔	さくらの樹保育園	出町419-9	0748-31-4488	19	満2ヶ月～ 2歳児	7:00～19:00 (土)7:00～18:00	社会福祉法人さくら 会
㉕	ひだまり保育園	八木町119 ソラマリア1F	0748-32-7789	19	満3ヶ月～ 2歳児	7:30～19:00 (土)7:30～18:00	株式会社 がむしゃら
㉖	れもんのこ近江八幡保 育園	西本郷町231-1	0748-36-2090	19	満6ヶ月～ 2歳児	7:30～19:30 (土)7:30～18:30	社会福祉法人 檸檬会
㉗	れもんのこ安土 保育園	安土町下豊浦 5096-115	0748-43-1876	19	満6ヶ月～ 2歳児	7:30～19:30 (土)7:30～18:30	社会福祉法人 檸檬会

家庭的保育事業名 (3施設)		所在地	電話番号	利用 定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
㉘	はっちぼっち	中小森町676-16	080-1628-4545	5	満10ヶ月 ～2歳児	(月～金) 8:30～17:00	家庭的保育の家 はっちぼっち
㉙	しんあい	金剛寺町353-1	0748-37-5813	5	満8ヶ月～ 2歳児	(月～金) 8:00～18:00	家庭的保育の家 しんあい
㉚	沖島保育所	沖島町361	0748-33-0003	5	1、2歳児	(月～金) 8:45～16:30	近江八幡市

幼稚園名 (4施設)		所在地	電話番号	利用 定員	入所可能 月齢	保育時間	運営主体
㉛	八幡幼稚園	出町487	0748-32-2349	210	3歳児～ 5歳児	月～金 8:30～14:00	近江八幡市
㉜	金田幼稚園	金剛寺町390	0748-37-1542	315		3歳児は 1学期(4月) 8:30～11:30 1学期(5月～) 8:30～14:00 (水曜日は8:30～11:30)	
㉝	北里幼稚園	江頭町970	0748-36-7220	105		2・3学期 8:30～14:00	
㉞	安土幼稚園	安土町下豊浦5300	0748-46-2066	210			

※施設情報は今後変更となることがあります。